

栗原市議会基本条例達成状況検証表

評価： A:十分できている B:概ねできている C:不十分である D:できていない —:対象外
今後の対応： 1:継続 2:改善・拡充

条	項 号	条文	取組み状況、課題、問題点等	評価	今後の対応	今後の具体的な取組み等
前文		栗原市議会（以下「議会」という。）は、栗原市民から選挙で選ばれた議員で構成され、栗原市を代表する機関であり、市民全体の福祉向上を図るため市民の立場に立って、自治体の政策を最終的に意思決定し、行政運営を監視と評価する使命を有している。 特に、国の機関委任事務の廃止によって、地域主権の時代を迎え、すべての地域における政策を自主的な責任において決定することとなった。地域における政策の立案、決定、執行及び評価における各過程において、二元代表制の趣旨を踏まえ、市長と相互の抑制と均衡を図りながら、市民に論点や課題を明確にして議論し、最良の意思決定をしなければならない。 そのためには、市民の意見を代表する議事機関としての役割を担い、公平・公正・透明な議会運営や情報の提供、政策立案への市民参加の推進、議員間による議論の展開等を推進し、政策の提言や立案を行うものである。 ここに、議会は、地方自治の本旨の実現を目指し、市民から信頼される開かれた議会を築くため、その根幹となる最高規範としての栗原市議会基本条例を制定する。	（検証対象外）	—	—	—
第 1 章 総則						
第 1 条 （目 的）		この条例は、二元代表制の下、議事機関である議会の役割を明らかにし、市民全体の福祉向上と公正で民主的な市政発展に寄与するとともに、市民に身近な議会活動の活性化と充実のために必要な議会運営及び議員に係る基本事項を定め、栗原市の持続的で豊かなまちづくりを実現することを目的とする。	（検証対象外）	—	—	—
第 2 章 議会及び議員の活動原則						
第 2 条 （議会の活動原則）	1 項	議会は、次に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。	（各号において評価）	—	—	—
	1号	公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。	議会だより、ウェブサイトなどを活用し、情報発信を行っている。本会議はインターネット生中継や録画配信を実施。	B	2	・SNSなど様々な媒体での情報発信を拡充する。 ・様々な世代の市民が関心を持つような取組を模索する。
	2号	市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるために、市民参加の機会の拡充に努め、政策提言及び政策立案の強化に努めること。	・議会報告会については令和5年度は10地区で98人、令和6年度は5地区で58名が参加。参加者は減少傾向にある。 ・令和6年度から市民の意見を広く聴取するため、まちなかプチ議会、なんでも意見交換会を設けた。 残念ながら、意見交換会は申し込みがなく、未実施。 ・意見聴取の機会を増やす必要がある。	C	2	・議会報告会については多くの市民が参加しやすい日時・会場、内容を検討する。 ・なんでも意見交換会については開催に向けた積極的な働きかけを行う。 ・聴取した意見を政策提言に結びつける政策形成サイクルの構築。
	3号	市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。	各常任委員会での所管事務調査や特別委員会での調査、定例会での一般質問を通して行っている。	B	1	各議員が市民の立場から議論を行い、監視と評価を行っていく。
	4号	議会運営は、市民の傍聴意欲が高まるよう、わかりやすい視点、方法等で行うこと。	・一般質問は一問一答で行っている。 ・市議会だよりやウェブサイトによる情報発信を行っている。 ・議案に対する各議員の賛否を議会だより、ウェブサイトに掲載している。	B	2	議会に関心を持ってもらうための情報発信と議会運営に対する市民の声を聞く場を検討する。
	5号	議会運営の基本となる栗原市議会会議規則、栗原市議会委員会条例及び議会運営に関する申し合わせ事項の継続的な見直しを行うこと。	・標準会議規則の改正や定数の見直し等に合わせ、その都度見直しを行っている。 ・継続的に見直しを行う取組は未実施である。	B	2	継続的な見直しを行う場の検討を行う。

条	項 号	条文	取組み状況、課題、問題点等	評価	今後の対応	今後の具体的な取組み等
第3条 (議会の活動原則)	1 項	議員は、次に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。	(各号において評価)	—	—	—
	1 号	市政の課題全般について市民の意見の的確な把握と自己の資質を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者及び代表者としてふさわしい活動すること。	・議員活動を通じて、市民の意見把握に努めている。 ・市民の負託に答えるため、調査活動や研修会参加等、自己研鑽に努めている。	B	1	各人が基本条例の理念を深く理解し、課題に対する民意把握と実現に向けた自己研鑽に取り組む。
	2 号	議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。	・個別的・地域的な事案解決のための活動もしているが、市民の代表であることを常に意識し活動している。	B	1	各議員が自己研鑽に取り組み、市民全体の福祉向上のため目指すべき課題等の解決等について、議員間の共通認識を図っていく。
第4条 (会派)	1 項	議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。	—	—	—	—
	2 項	会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。	—	—	—	—
	3 項	会派は、政策提言、政策立案、政策決定等に際して会派間で合意形成に努める。	会派内で十分な議論を行い、共通認識を持つように努める必要がある。また、会派代表者会が協議の場となっており、合意形成を図っている。	C	2	会派内での議論の場を増やす。
	4 項	会派代表者会は、議長が必要であると認めるときに開催する。	—	—	—	—
第3章 市民及び議会の関係						
第5条 (市民及び議会の関係)	1 項	議会は、市民に対し議会活動情報を積極的に公表し、説明責任を十分に果たさなければならない。	・議会活動は原則公開としており、定例会や委員会は傍聴のほか、インターネットによる会議録の公開、定例会の中継配信などを行っている。 ・議案の賛否について議会だよりに掲載していたが、令和7年7月からウェブサイトにも掲載することとした。	B	1	取組を継続する。
	2 項	議会は、原則として、本会議（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第101条第1項に基づき招集される議会をいう。以下同じ。）その他のすべての会議を公開して行うものとする。	原則公開している。 【本会議傍聴者】 令和5年度 傍聴114人、テレビ視聴者118人、インターネット再生数6,523回 令和6年度 傍聴130人、テレビ視聴者107人、インターネット再生数6,170回	B	1	取組を継続する。
	3 項	議会は、法第100条の2に規定する学識経験者等による専門的事項に係る調査の活用並びに同法第115条の2第1項に規定する公聴会制度及び同条第2項に規定する参考人制度を活用して、市民の専門的、政策的識見を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。	令和5、6年度 実績なし	—	1	・必要に応じ、学識経験者等の専門的知見や公聴会・参考人制度の活用を図る。 ・市民との意見交換の場について検討を行う。
	4 項	議会は、市民参加の促進や政策への市民の意見を反映させるため、市民との意見交換の場を多様に設けることができる。	議会報告会のほか、令和6年度は市民まつり会場でまちなかプチ議会を実施し、意見交換の場を増やした。参加者は101名。	B	1	取組を継続する。
	5 項	議会に対し提出された請願書又は陳情書は、市民による政策提言と位置付けし、その提出を行った者から意見を聴く機会を議会審議の過程で設けることができる。	請願審査にあたっては請願者からの趣旨説明を受けるとともに、陳情・要望に対しても必要に応じて説明を受ける機会を作っている。 令和6年度1件（産業建設常任委員会）	B	1	取組を継続する。

条	項 号	条文	取組み状況、課題、問題点等	評価	今後の対応	今後の具体的な取組み等
第6条 (議会広報の充実)	1項	議会は、広報機能の充実のため、議員で構成する広報編集調査特別委員会を設置するものとする。	—	—	—	広報機能だけではなく、広聴機能の重要性が増していることから、当該機能を持たせた特別委員会の設置に向けた検討を行う必要がある。
	2項	議案に対する議会の対応を議会広報や情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段の活用により情報の提供に努め、市民からの意見及び要望を取り上げ、内容や対応を定期的に周知するものとする。	・議案に対する議会の対応をウェブサイト、議会だよりなどで情報の提供を行っている。 ・議会報告会、まちなかプチ議会等での市民の意見・要望は、議会だよりで報告している。 ・市民からの意見・要望に対する対応の周知については十分でない。	B	2	・SNSなどの活用の検討。 ・必要に応じて、SNS発信のルールなどを定める必要がある。
第7条 (議会報告会)	1項	議会は、市政の諸課題に柔軟に対応するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。	・令和5年度は10か所98人、令和6年度は5か所58人。参加者が減少傾向にあるため、実施内容を見直す必要がある。 ・令和6年度は先進地である秋田県湯沢市議会の視察を行い、新たに市民まつり会場で、まちなかプチ議会を開催し、101名の参加があった。	B	2	議会報告会の参加者は減少の一途をたどっている。議会報告会のあり方そのものについて再考の余地がある。
第4章 議会及び市長の関係						
第8条 (議会及び市長等との関係)	1項	議会は、市長その他の執行機関の長（以下「市長等」という。）との、立場及び権能の違いを踏まえ、緊張関係の保持に努めるものとする。	・委員会調査や議案審議において、市の施策等の監視、評価を行っている。 ・法律や条例において、議員の審議会委員の参加が義務化されているもの以外、参加していないため、不要な介入は行っていない。	B	1	
第9条 (質疑及び質問)	1項	本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。	質疑応答において、内容を確認される場合もあることから、論点の明確化に努める必要がある。	B	1	・執行部と議論を深める質問となるよう議員各人が今後も研鑽に努める。 ・議員各人が質問力の向上に努める必要がある。
	2項	一般質問は、論点を明確にして市民にわかりやすい議論となるよう、1回目は一括質問一括答弁方式で、2回目以降は一問一答方式で行うものとする。	・再質問から一問一答方式により行っているが、再質問が通告の範囲を超える場合もある。	B	2	・執行部と議論を深める質問となるよう議員各人が今後も研鑽に努める。 ・一般質問の申し合わせ事項等のルールを再度確認する。
	3項	議長から本会議に出席を要請された市長等は、議長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。	令和5年度、令和6年度 実績なし	—	1	

条	項 号	条文	取組み状況、課題、問題点等	評価	今後の対応	今後の具体的な取組み等
第10条（市長に対する政策等の形成過程の質問）	1 項	議会は、市長が提案する計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、政策等の水準を高めるため及び市民への公開に資するため、市長に対して、次の各号に掲げる事項について文書により質問を行い、その回答を求めるものとする。	令和5年度、令和6年度 実績なし	—	1	
		1 号 政策等を必要とする背景	—	—	—	—
		2 号 政策等の提案に至るまでの経緯	—	—	—	—
		3 号 栗原市総合計画との整合性	—	—	—	—
		4 号 政策等の実施にかかわる財源措置	—	—	—	—
		5 号 将来にわたる政策等のコスト計算	—	—	—	—
		6 号 市民参加の実施の有無及びその内容	—	—	—	—
		7 号 他の自治体の類似する政策等との比較検討	—	—	—	—
	2 項	議会は、前項の政策等の審議に当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明確にするとともに、政策等の執行後においては、その評価に資するよう努めるものとする。	・予算、決算特別委員会で全議員で予算案、決算を審査している。 ・委員会で所管事務調査を行うなどし、政策の成果等を把握している。	B	1	
第11条 （予算及び決算における政策説明資料の作成）	1 項	議会は、予算案及び決算の審議に当たっては、前条第1項の規定に準じて、施策別又は事業別のわかりやすい説明資料の作成を市長等に求めるものとする。	参考資料として提出されており、審議に活用されている。予算・決算審査時には各部局ごとの主要な項目についての説明口述資料が令和7年度から新たに配布されることとなった。	A	1	今後にも必要に応じて、説明資料の作成を求めていく。
第12条 （重要計画の説明等）	1 項	市長は、次に掲げる市政の政策又は施策を定める計画のうち議会が特に重要と認める計画（以下「重要計画」という。）の策定又は変更があるときは、議会に対し説明を行い、議会の意見を聴かなければならない。	・重要な政策・計画については、策定・変更がある場合には、全員協議会で事前に説明を受け、意見聴取が行われているほか、補完する資料の提出を受けるなど、適切に行われている。 ・平成24年に策定された議会基本条例運用に関するガイドラインの検証が行われていない。	B	2	平成24年に策定された議会基本条例運用に関するガイドラインの検証が行われていないため、検証する必要がある。
		1 号 栗原市総合計画基本構想に基づく実施計画	—	—	—	—
		2 号 次世代育成、男女共同参画等に関する計画	—	—	—	—
		3 号 市民生活の安全、交通、環境等に関する計画	—	—	—	—
		4 号 建設、都市計画、上下水道等に関する計画	—	—	—	—
		5 号 農林業、産業、商工業等の振興に関する計画	—	—	—	—
		6 号 社会福祉、医療等に関する計画	—	—	—	—
		7 号 教育に関する計画	—	—	—	—

条	項 号	条文	取組み状況、課題、問題点等	評価	今後の対応	今後の具体的な取組み等
第13条 (地方自治法第96条第2項の 議決事件)	1 項	市長等とともに市民に対する責任を担いながら市政の運営に資するため、次に掲げる事項を法第96条第2項の規定による議会が議決すべき事件とする。	条例制定時から、議決事件の追加が行われていないが、現状の議決事件の指定については適切に規定されている。	A	1	
		1 号 栗原市総合計画基本構想及び当該基本構想に基づく基本計画の策定、変更及び廃止に関すること。	—	—	—	—
		2 号 国土利用計画法第8条の規定による市町村計画の策定、変更及び廃止に関すること。	—	—	—	—
		3 号 前条の重要計画のうち、議会が必要と認める計画。	—	—	—	—
	2 項	前項第3号に定める議会が必要と認める計画を定める手続は、議会の議決により定めるものとする。	重要な政策・計画については、策定・変更がある場合には、全員協議会で事前に説明を受け、意見聴取が行われており、議決事件追加の必要性は生じていない。	A	1	必要に応じ議決事件の追加を行う。
第5章 議員間討議						
第14条 (議員間討議)	1 項	議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員間の討議を尽くすよう努めるものとする。	・議員間での討議の機会や場が少ない。 ・自由討論も意見の主張となりがちで、議員間討議とは言えない場合もある。 ・本会議では議員間討議が行われていない。 ・議員間討議のルール化が図られていない。	C	2	・議員間討議について、先進地の取り組みを参考にルール化の検討が必要。 ・試行的にテーマを定め、徹底した討議を行うなど、自由討議に慣れる取組が必要。
	2 項	議会は、本会議又は委員会（委員会条例に基づき設置する委員会をいう。以下同じ。）において議案の審議又は審査を行うときは、合意形成に向けて議員間の討議を尽くすよう努めるものとする。	・常任委員会の審査において、必要に応じて、委員間の採決を行う前に、委員間討議を行い、合意形成に努めている。（令和7年6月 文教民生常任委員会） ・委員会等で調査から見えた政策課題等に対し、積極的に討議を行っていく必要がある。 ・議案審議を行う予算・決算特別委員会では自由闊達な討議が行われている。	B	2	・議員間討議は、先進地の取り組みを参考にルール化の検討が必要。 ・討議のあり方等の共通認識を図るための研修会の実施。 ・政策課題を整理し、課題テーマにおいて積極的に議員間討議を実施する。
第6章 議会及び議会事務局の体制						
第15条 (委員会の運営)	1 項	委員会は、新たな行政課題に迅速かつ的確に対応する専門性と特性をいかして、政策提言及び政策立案を積極的に行うものとする。	常任委員会においては所管事務調査、視察研修により行政課題等に関する調査を行い、課題解決に向けた政策提言に努めている。	B	1	
	2 項	委員会は、市民からの要請に応じて、審査過程の説明を行うため、懇談会等を積極的に実施するものとする。	令和5年度、令和6年度 実績なし	—	1	要請に応じ適切に対応するよう努める。

条	項 号	条文	取組み状況、課題、問題点等	評価	今後の対応	今後の具体的な取組み等
第16条 (議会による研修)	1項	議会は、政策提言及び政策立案の能力を強化するため、研修を実施するものとする。	・令和6年度 県市議会議長会議員研修会 「閉会后、変化につながる一般質問」 講師 早稲田大学マニフェスト研究所事務局長 中村健氏	B	1	本市議会開催の研修会の開催内容や回数を再検討する。
	2項	議会は、研修の充実に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする。	・議会研修は年1回実施しているが、内容等計画的に実施する必要がある。市民等との研修会は未実施である。 ・外部で開催する研修については全議員に周知しているが、参加者は多くない。	B	2	本市議会開催の研修会の開催内容や回数を再検討する。
第17条 (議員による研修及び調査研究)		議員は、政策提言及び政策立案の能力を強化するため、研修及び調査研究に努めるものとする。	本市議会研修は年1回実施、また会派や外部開催の研修などに参加し、研鑽を積んでいるものの、参加自体が少ない状況である。	B	1	
第18条 (議会図書室)		議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。	定期的に図書の購入を行うなど図書の整備に努めているが、蔵書も少なく、古い書籍が多い。	B	2	・蔵書の充実や定期的に書籍の整理を実施し、利用環境の整備を図る。 ・デジタル図書の活用検討。
第19条 (議会事務局の体制整備)		議会は、議会の政策立案能力の強化及び議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局における調査及び立法能力の充実を図るものとする。	東北・宮城県の各市議会議長会等が主催する議会運営の研修会の参加や、市町村職員の研修に参加し、執務能力の向上に努めている。	A	1	事務局の調査等に関する機能の強化を図るため、事務局職員は様々な研修等を通じて必要なスキルの向上に努める。
第7章 議員の政治倫理						
第20条 (議員の政治倫理)		議員は、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動し、品位の保持に努めなければならない。	令和6年度、議員研修としてハラスメントに関する講演を実施するなど、政治倫理条例の遵守に努めている。 「議会におけるハラスメント研修」 講師 廣瀬行政研究所 廣瀬和彦氏	B	1	議員としての自覚を持ち、政治倫理を遵守した言動を常に心がける。また継続して研修会の実施などで意識醸成に努める取り組みが必要である。
第21条 (継続的な検証)	1項	議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを議員で構成する議会基本条例検証特別委員会を設置し、検証するものとする。	条例制定から検証を行っておらず、令和6年度議会のあり方調査特別委員会で検討し、条例検証特別委員会にて定期的に検証を行っていくこととし、基本条例の改正を行った。	D	2	検証委員会において2年ごとに検証を行っていく。
	2項	議会は、前項の検証の結果、この条例の改正が必要と認めるときは、速やかに適切な措置を講じるものとする。	令和6年度において、議会のあり方調査特別委員会にて検討し、検証に関する条文の改正を行っている。(第21条第1項)	B	1	今後にも必要に応じ改正を行っていく。